

# 国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べについて

平成 29 年 5 月 26 日

## 1. 概要

- 地域における子供の貧困対策の推進に当たって、子ども食堂のような家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所を提供する支援が重要視されている。そうした居場所づくりに活用できる施策の情報を一覧化することで、地方公共団体や現場で活動する NPO 団体等による居場所づくりの取組に資するため、各府省庁、各地方公共団体による「子供の居場所」を設置・運営すること等に対する支援について、実施状況を調査した。

## 2. 調査対象

- 「居場所づくり」は家でも学校でもない、子供の貧困対策になりうる居場所の提供を想定。
- 「子供」は 0 歳～18 歳を想定。特に貧困の状況にある子供に限定せず。
- 国又は地方公共団体が行うものに限る（社会福祉協議会を經由して行う施策を含む）。
- 国の制度、予算に基づき地方公共団体が行う施策は、国の施策として登録。  
(ただし、市区町村負担分を都道府県が独自に補助する施策は都道府県の施策として登録)
- 支援を受けた対象が事業を民間団体等に委託することが可能な施策を含む。

## 3. 結果

- 照会の結果、登録のあった施策数は、国が 8 件、地方公共団体が 142 件(地域毎の内訳は以下のとおり)。詳細は別表 1、2 のとおり。

|          | 計   | 都道府県 | 政令市 | 市区 | 町村 |
|----------|-----|------|-----|----|----|
| 北海道・東北地方 | 6   | 2    | 0   | 4  | 0  |
| 関東地方     | 43  | 5    | 5   | 30 | 3  |
| 中部地方     | 25  | 6    | 1   | 17 | 1  |
| 近畿地方     | 38  | 7    | 5   | 22 | 4  |
| 中国・四国地方  | 10  | 4    | 2   | 4  | 0  |
| 九州地方     | 20  | 3    | 5   | 10 | 2  |
| 合計       | 142 | 27   | 18  | 87 | 10 |

## 1. 国が実施する「子供の居場所づくり」への支援施策について

地方公共団体が自ら、あるいは民間団体等に委託し、学習支援や子ども食堂等を実施する場合、それに要する人件費等の事業費に活用できる支援施策を実施している。

### ■主に「学習支援」を実施する場合に活用できる施策の例

- A) 地域子供の未来応援交付金（内閣府）  
…学習支援を含め、地域の資源を活かした子供の貧困対策を支援
- B) 地域未来塾（文部科学省）  
…学習が遅れがちな中学生、高校生が主な対象
- C) 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（厚生労働省）  
…生活困窮世帯の子供が主な対象（地方公共団体が対象の範囲を設定）
- D) 子どもの生活・学習支援事業（厚生労働省）  
…ひとり親家庭の子供が主な対象



### ■主に「子ども食堂」を開設する場合に活用できる施策の例

- A) 地域子供の未来応援交付金（内閣府）  
…子ども食堂を含め、地域の資源を活かした子供の貧困対策を支援
- D) 子どもの生活・学習支援事業（厚生労働省）  
…基本的な生活習慣の習得支援、学習支援と併せて食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを支援

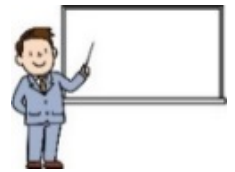


※ 各地域の「学習支援」や「子ども食堂」は様々な形で運営を行っているため、支援を望まれる NPO 等の方々は、これらの施策を活用されているか、活用の予定があるか等について、まずは所在の地方公共団体へ問い合わせされたい。

## 2. 地方公共団体が独自に実施する「子供の居場所づくり」への支援施策について

どのような支援を行っているかは地方公共団体によって様々であり、例えば、代表的な支援のあり方として、以下のようなものがある。

- A) 居場所の立ち上げを補助するもの（例：群馬県）
- B) 食材費、印刷費など運営費を補助するもの（例：福岡県福岡市）
- C) 「子ども食堂」に特化して支援するもの（例：兵庫県明石市）
- D) 居場所づくりを行う団体に無償で公有財産を使わせるもの（例：長野県原村）
- E) 地方公共団体が、民間団体等に居場所づくりの運営を委託し、実施するもの（例：千葉県千葉市）



※ 国の施策を複数組み合わせて行っている例、国の施策と地方公共団体が独自に実施する施策を組み合わせて行っている例もある。（別紙参照）

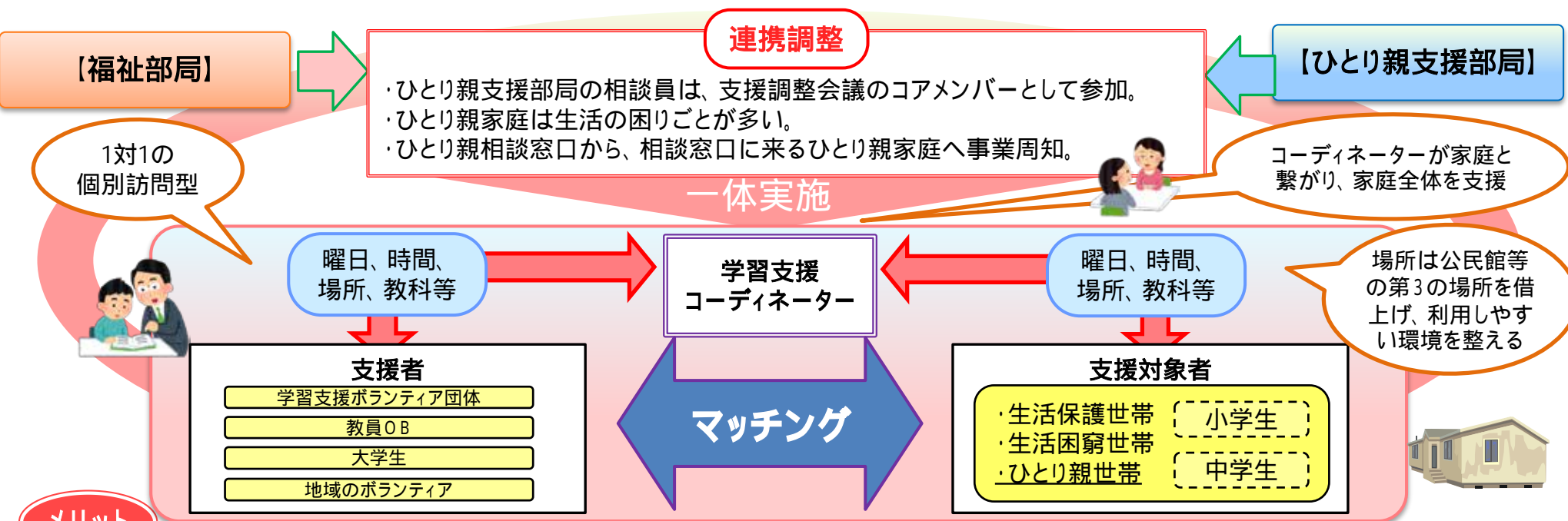
地方公共団体とNPO等が連携し、必要とされている「居場所づくり」のため、各種施策について、工夫した活用を行っていただきたい。

# 「生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供への学習支援」と「子どもの生活・学習支援事業」との組み合わせ

## 三重県桑名市の取組例

桑名市では、平成27年度より、子どもの学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。

子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所(自宅含む)・教科等をマッチングし、個別訪問型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



### メリット

- u 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- u 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

# 「地域子供の未来応援交付金」と地方公共団体による独自施策との組み合わせ

## 高知県の取組例

高知県では、地域子供の未来応援交付金を活用し、「子どもの居場所づくり推進コーディネーター（社会福祉協議会へ委託）」を配置するとともに、県独自の予算により、子ども食堂の開設費用や運営経費を補助し、子ども食堂の開設・運営を一体的に支援している。

「子どもの居場所づくり推進コーディネーター」は、検討・立上げ段階の支援（開設募集のチラシ等の作成、開設・運営手引書の作成、開設準備講座の開催）や持続可能な活動とするための支援（子どもの居場所づくりネットワーク会議や子どもの居場所利用促進研修会の開催）を行う。

